

会員各位

社団法人青森県柔道整復師会  
会 長 佐藤 金一  
保険部長 関 裕二郎

**〔重要なお知らせ〕**  
**地震被災に伴う柔道整復施術療養費の請求方法について**

東日本大震災発生以来、震災被災に係る柔道整復施術療養費の対応についてご理解ご協力を賜りお礼申し上げます。

平成 23 年 7 月 1 日以降は、患者から「被保険者証」と「一部負担金等免除証明書」の提示があれば一部負担金を徴収せずに保険者に 10 割分請求の取扱いができることはすでにお知らせ済みです。

そしてこのたび、「青森県国保連」より、国保・後期高齢の被災患者に係る支給申請書の記載方法について要望がありましたので下記のご対応をお願い致します。

**〔国保、後期高齢〕被災患者の支給申請書「給付割合欄」について**

◎**県内・県外の国保連(国保、後期高齢)分の「給付割合欄」には、法定給付割合分(自己負担分を引いた残りの割合分)の数字に丸を付けて下さい。**

(例) 50 歳で本来 3 割負担の国保の被災患者であれば「7」に丸を付ける



都道府県番	02	施術機関コード	
保険者番号			○ ○ ○ ○ ○ ○
記号・番号	○○○-●●●		
保険種別	1.協 4.国	2.組 5.退	3.共 6.後期
	自	単 併 区 分	1.単独 2.2併 3.3併
		本 家 区 分	2.本人 4.六歳 6.家族
		8.高一 0.高7	給付割合 8.7

合 計	1	0	0	0	0	円
一部負担金	0	割	又	は	0	円
請求金額	1	0	0	0	0	円

Ⓕ の場合はこれまで「10」に丸を付けていましたが、今後は、「10、9、8、7」のうちの**法定給付割合分の数字に丸を付けて下さい。**

★「支給申請書の右上欄外に赤色で Ⓕ と記載」については必ず対応して下さい。

★「一部負担金欄」は 0 割か 0 円と記載し、「請求金額欄」は「合計欄」と同じ 10 割分の金額をそのまま記載して下さい。

※レセコンでは上記について対応していませんので、10 に丸が印字された場合は、手書きで二重線をして法定給付割合分を丸で囲んで下さい。

※上記は国保・後期高齢に関する取扱いです。

健保や共済の被災患者分の「給付割合欄」については、これまでどおり「10」に丸を付けて下さい。